

消費者安全に関する検討委員会
食品ワーキンググループ
議 事 録

内閣府国民生活局消費者安全課

消費者安全に関する検討委員会

食品ワーキンググループ

議 事 次 第

日 時 平成 21 年 2 月 4 日（水） 15：00～17：12

場 所 三田共用会議所 第 3 特別会議室

- 1 開 会
- 2 消費者団体からのヒアリング
食品の安全を確保するための取り組みについて
- 3 関係省庁からのヒアリング
(1) 食品安全基本法上の基本的事項
(2) 食品衛生法上の安全基準
- 4 論点整理
- 5 閉 会

中川主査 ただいまより消費者安全に関する検討委員会の食品ワーキンググループを開催いたします。皆さんにおかれましては、大変御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、3つの議題を予定しております。第1に、食品安全行政の現状や課題に関して消費者団体の方からヒアリングを行います。第2に、食品安全基本法上の基本的事項及び食品衛生法上の安全基準の現状につきまして、関係省庁の方からヒアリングを行います。最後に、本ワーキンググループとしての論点整理に向けました御議論を行っていただくという予定になってございます。

それでは、まず、食品安全行政の現状と課題に関しまして、消費者団体の方からヒアリングを行います。全国消費者団体連絡会、阿南事務局長からお話を伺います。よろしくお願いいたします。

阿南事務局長 こんにちは。消団連の阿南と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日はヒアリングということでお呼びいただきまして、大変ありがとうございます。私どもの問題意識について、少しお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

「消費者視点から見た食品安全行政の現状と課題」というタイトルをいただいておりますが、食品の安全を確保するための取り組みについて、消費者の視点で問題提起をさせていただきたいと思っております。4点あります。レジュメに沿っていききたいと思います。

まず、1つ目ですが、食品の安全を確保するという取り組みとしては、より広範な議論が必要ではないかと思っております。このワーキンググループではこんにやく入りゼリーの事案、事故米の事案について議論されてきたということですが、食品の安全といった場合には、私たちを取り巻くすべての食品が管理されているということが必要ですので、食中毒など通常起こる事案に対する議論も幅広く必要ではないかと思っております。

その食品に由来して健康被害を起こす事案としては二通り整理いたしました。まず、1つ目ですが、大量の化学物質や微生物などが故意に食品に含まれたり、食品をのどに詰まらせたりすることによって健康被害を引き起こす可能性のある事案というものです。

2つ目は、少量の化学物質が含まれた食品を長期間摂取するというもので、慢性的な症状を呈したり、微生物が定められた量を超えることによって食中毒を起こすという事案です。それぞれ対応は異なると思っておりますので、それに合った対応方法を考えることが必要だと思っております。

2つ目ですが、リスク分析の枠組みにおきます消費者庁の役割というものを明確にする必要があるのではないかと考えております。2003年に食品安全基本法が定められました。この時に初めて、それまで世界的に取り入れられておりましたリスク分析というものをこの食品安全基本法に導入したと記憶しております。以来我が国においては、リスク分析の枠組みに基づいた体制を整えて、運用が行われてきました。ですから、6年ということですが、

リスク分析の枠組みの特徴としては、皆さん御存じのとおりですが、まず、リスク評価

機関とリスク管理機関の機能的な分離を一つの大きな柱としているということです。もう一つは、ステークホルダーを含めたリスクコミュニケーションというものが極めて重要です。しかし食品の安全を確保するために、ステークホルダーがこの枠組みにおいてどのような責任、そして、役割を負っているのかというところは、まだしも明確ではなく、明確にする必要があるのではないかと思います。

下の囲みに書きましたけれども、消費者庁の役割として、このリスク分析と枠組みの中で消費税庁がどういう役割を果たすべきなのかということを明確にしていく必要があるのではないかと考えます。

3つ目は、リスクコミュニケーションです。関係者と連携して充実を図っていくということが極めて重要ですので、リスク分析に定められましたリスクコミュニケーションという特徴をちゃんと生かす、はっきりさせるということが必要かと思えます。まず、ステークホルダーが参加していくということ。2つ目は、リスク分析におけるすべての過程で実施されるということ。そして、双方向的な過程であるということが枠組みの中にはちゃんと述べられております。そこをもう一回確認することが重要ではないかと思えます。ですので、消費者庁がリスクコミュニケーションにおけるリーダーシップを発揮していくというときには、この特徴を理解した上で実施していくということが必要ではないかと思えます。

日本におきましては、リスクコミュニケーションは行政、事業者、消費者を交えたさまざまな取り組みを通して改善を行ってきていますが、更に位置付けを明確にして、継続した改善の取り組みが必要だと考えます。

4番目ですが、消費者に対する教育と啓発ということが非常に重要になるかと思えます。消費者が全部事業者にお任せ、あるいは行政にお任せということでは、安全の確保の取り組みは全体として進まないわけですので、消費者自身も自ら学んで力をつけていくということが何よりも大切だと考えております。そのためには学校、行政、事業者、マスコミ、教育機関等々が連携して消費者教育・啓発に取り組むことが必要だと考えます。

特に、食品の安全はなかなか定着していないかと思えますし、リスクの考え方はもう少しきちんとわかりやすく説明される必要があるかと思えます。科学に基づいた判断の仕方を、わかりやすく消費者に教育していくということが重要かと思えます。

下の囲みに書きましたが、消費者の役割については消費者基本法において述べられています。自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得し、必要な情報を収集し、自主的で合理的に行動するようにしましょうとうたわれています。また食品安全基本法においても食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める。それと同時に、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努める。そして、食品の安全性の確保に積極的に役割を果たすとされています。消費者がこの役割を果たしていくためには、基盤整備というか、それを支えるための施策が必要でして、それが消費者教育あるいは啓発ではなかろうかと思えます。食品の安全分野のところは、リスクに関する考え方から科学に関する

基礎的な知識、普及が十分ではないと考えられていますが、そういう分野はたくさんありますので、ここを充実させていくことが重要かと思えます。消費者がそれによって正しく理解できるように、消費者に対する教育や情報提供を行う必要があるのではないかと思います。

以上、4つの点について問題提起をいたしました。その次の参考資料をごらんいただければと思います。これは2003年に食品安全基本法ができるまでの取り組みを時系列で表したものです。1999年から全国で食品衛生法の抜本改正の運動が展開され、1,373筆の署名が寄せられました。これは本当に大きな国民運動でしたが、それを引き継いで2003年に食品安全基本法が2003年に制定されました。

そこにおいて初めて、リスク分析の手法が導入されましたので、まだまだ定着していないというのは無理からぬことかという感じもいたしますけれども、しかしそれなりの努力もされて来ましたので、その努力を更に広げていって、より定着させていくということが重要かと思えます。

参考資料2をごらんください。これは昨年8月に発表いたしました消費者庁の創設にかかわります私どもの意見ですが、食品安全行政についても2点について主張しております。1点はリスク分析の仕組みを一層充実させるために、食品安全委員会の強化が必要であるということ。食品安全委員会に対します国民の信頼や関心は、2003年にできた当時から比べますと、なかなか進んでいないと言われております。ここはもう少し強化が必要です。

2段落目では、リスク分析の導入で目指した科学的な評価と、それに基づく施策の実行・管理をリスクコミュニケーションによってすべての関係者が共有し、ともにリスクの低減を図っていくという趣旨が、まだ十分に浸透して達成されていないという状況ではないかと分析しました。なので、食品安全委員会が幅広い消費者の声を受けて、リスク評価を実施し、コミュニケーションの充実を図って消費者の信頼を得ていくというためには、食品安全委員会の財政基盤ですとか、体制の強化を図って十分に機能を発揮できるようにすることが必要だと考えました。

2ページ目は、食品の安全にかかわります府省庁、地方自治体の一層の連携強化が必要だということです。消費者庁が創設されるということですので、緊急時対応の仕組みの構築などをはじめとして、食品の安全確保の体制が一層充実・強化されることが求められているわけですが、そうしたことを実効性あるものにしていくためには、新しい消費者庁自身が法執行できるという体制整備と併せて、リスク管理機関である厚生労働省や農林水産省、環境省、地方自治体も含めて、日常的に食品の安全にかかわっている行政組織の連携と、それぞれの組織が消費者目線に立った業務執行をしていくということが欠かせないと考えました。

下の方にありますが、消費者自身の知識やスキルの向上が重要であるということで、消費者教育の部類になると思いますが、食育の推進のために文部科学省やその他の関係機関との連携も必要になってくるという意見表明もしております。

これが8月の意見表明でございます。

参考資料3ですが、先月、消費者行政の一元化についての意見ということで、これまで全国消団連が検討してまいりました考え方を、より一層今の状況に合わせてまとめ直したものがございます。最後のページに「5. 食品安全行政の強化」ということでまとめました。ここでは、食品安全行政についてはリスク分析の考え方に基づいて、リスク評価機関、リスク管理機関が切り分けられていますけれども、こうした考え方や仕組みがまだまだ社会的に認知されているとは言いがたい状況だということで定着が必要であるとまとめております。

その次は、すき間事案ですね。こんにゃくゼリーの問題とかありますが、緊急時対応が必要なものにおいては、情報の収集と危害情報の発信が大切ということで、これは消費者庁の関連法案で消費者庁が食品安全基本法を所管して、食品安全に関する総合調整機能を持つとされておりまして、こうした事案への対応は消費者庁が指令塔機能を十分に発揮していくということが必要だとまとめました。

それと、食品安全委員会についてもまとめました。独自の研究機関を保有していないですとか、事務局の人数が少なく、他省庁からの出向者によって構成されているといった課題があります。ですので、今後はリスク管理機関からの独立性を一層高めるために体制を強化していく必要があるとまとめました。

最後ですが、行政のリスクコミュニケーションについてです。リスクコミュニケーションに参加しているのは一部の人だけにとどまると言えると思います。また、発信される情報ですが、専門用語が多くてわかりにくいことが多いということです。リスク評価結果とそれに伴うリスク管理措置の判断並びにその科学的背景をもっとわかりやすく伝えていくことがポイントとなると思っています。ここは各省庁自身が努力をすることが必要ですが、消費者庁がこのリスクコミュニケーション、消費者教育におけますリーダーシップを発揮することが重要だとしています。以上4点にわたって意見を取りまとめた次ました。

以上でございます。

中川主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問・御意見等、御自由に発言いただければと思います。

原委員 ありがとうございました。私も一緒にかかわっている部分もありますので、同感しながら聞いていた部分も大変多かった御意見でした。

消費者からすると、1970年代からの食の安全については非常に関心が高くて、いつも個別の案件が出て、その後追いということをやっております。先ほど1,000万を超える署名が集まったというお話がありましたけれども、1980年代にも食品添加物の11品目の同時規制緩和のときに、やはり1,000万の署名を集めておりまして、人口比からするとこれだけの署名を集めるのは、やはり食の安全に関してが一番多いのだらうと思っています。消費者庁の創設に何を一番期待するかというのも、やはり食の安全がトップだと思ってお

りますので、ここをどうつくっていくかというのはすごく大きいと思っております。

2つ質問なんですが、1つは、リスク管理とリスク評価を分けて今の仕組みができていくわけですけれども、それでもまだ問題が起きてくるというところで、消費者庁ができたときに、ある程度指令塔的な役割を果たしてほしいというのが意見書に書かれておりますが、具体的にどういう機能を消費者庁が持つと消費者から見てうまく食の安全が確保されるという姿になっていくと思われるかということ。

もう一つは、食品安全委員会ができたときに非常に注目を浴びたのがリスクコミュニケーションでした。リスクコミュニケーションについては今、阿南さんがおっしゃられたとおりの状況にあって、一番最近開かれたものでは食品安全委員会側が用意するのではなくて、消費者側の質問だけで構成するというような会を持たれておりましたけれども、どういふことを工夫すると、もっとリスクコミュニケーションがうまくいくのかということ。私は大変気になっていて、例えば、食品安全委員会がパブリックコメントをとられるんですが、ほかの省庁のほかの案件に比べてゼロ回答の比率が高いのが食品安全委員会のパブリックコメントなんですね。ですから、消費者側にほとんど伝わっていないということと、見ても理解するのが非常に難しいということもあると思うんですが、ここもどのような工夫をすれば改善が図られるとお考えかと。一緒に考えているメンバーなので、質問としてお願いするのは申し訳ないような気がいたしますけれども、阿南さんも長く食の安全にかかわっておられますので、御意見がありましたら是非お願いしたいと思います。

阿南事務局長 本当に原さんとも、この問題はずっと悩んできましたよね。消費者庁の機能としては、いわゆる消費者とリスク評価をつなぐという辺りが一番ポイントになってくるのではないかと思います。ですから、2つ目の質問で出ましたリスコミの工夫が、消費者庁の大きな役割になってくるのではないかと思います。いかに消費者の疑問に沿った説明の仕方ができるかということではないでしょうか。食品安全委員会のリスク評価は、やはり難しいですよ。それが一体、何なのと。幾ら農薬の名前を聞いても、添加物の名前を聞いても、化学物質の名前を聞いても、一体それがどの商品の、普段食べているものどこに関係があるんだということがつながらないわけですよ。ですから、それをつなげるのが消費者庁の役割ではないかと思います。

昨年12月に、食品安全委員会と厚生労働省と農林水産省と私ども全国消団連と一緒に農薬についてのリスクコミュニケーションの会をりましたが、それは今までとは違うやり方をしました。今までのリスクコミュニケーションでは、一方的というのは申し訳ないですけれども、食品安全委員会だとか厚労省がまず説明をして、それについて質問はありませんかという進め方です。いわば一方的に説明をされて、では、意見があったら出してくださいと言われても、それはすごく出しにくいし、わかりにくいわけです。それを変えまして、本当に消費者が何を不安に思っているのか、何を疑問に思っているのかということから組み立ててみようということで、やり方を変えたのです。四者が話し合っ、では、消費者から疑問を書いて出してもらおう、あるいはふだんの食品安全モニターの方た

ちの意見から拾おう、農薬に関しての率直な疑問を拾おうというふうに組み立てを変えてやりました。結果は、詰め込み過ぎてなかなか難しかった面もあったのですが、それでもやはりわかりやすかったという意見が多かったです。ですから、一方的な説明ではなくて、何がわからないのかという消費者の質問から組み立てていくというリスクコミュニケーションの在り方が非常に重要かと思います。

パブリックコメントについても、難し過ぎて、意見を出しにくくしているところもあるので、それが何なのかということを十分に説明して、意見を出してもらいたいという気持ちを表していく、そういう点が消費者庁が仲介をする、間に入って調整していくという意味ではないかと思います。

具体的でなくて済みません。

中川主査 ほかにいかがでしょうか。

では、私から。今の話でリスクコミュニケーション、食品安全委員会の言っていることはわかりにくいというのは、消費者団体から見てもわかりにくいということですか。消費者団体がそこをかみ砕いて一般消費者に伝えればよさそうな気もするんですが、それができないくらい難しいという意味でおっしゃっておられるのでしょうか。

阿南事務局長 例えば去年、食品安全委員会でも言いましたが、ウナギの産地偽装事件で、抗菌剤が使われているというのがありました。私は、それは何なのかと思って食品安全委員会のホームページにアクセスしました。私は気がつかなかったのですが、その抗菌剤はマラカイトグリーンという物質なのだそうで、マラカイトグリーンの説明は載っていました。私はそれが今問題になっているウナギの抗菌剤だと思わずに、どこに載っているんですかと食品安全委員会に聞きました。つまり、私が見落とししたんですねということなのです。私の知識不足もあると思いますが、普通、消費者はマラカイトグリーンとウナギは結びつかないのではないのでしょうか。難しいというのは、これが何なのかというのがわからない。今問題になっている疑問と直結しないということだと思うのです。化学物質の亀の子とかいうのは、専門家に任せればよいと思いますが、その辺のところは消費者にちゃんとわかることが必要です。その点が難しいんですよね。

中川主査 現状では食品安全委員会が何か情報を出すときに、こういうふうに出したいんだけど、これで通じますかという辺りを、まずは消費者団体に聞くとか、そういうことはないのでしょうか。

阿南事務局長 あれ以降、食品安全委員会はすごい努力をしたと思います。情報も早くなりましたし、その次からすぐにマラカイトグリーンは、今問題になっているウナギの抗菌剤に使われているものだと同時に情報がつきました。その後情報発信は早めになりましたよね。そして結構わかりやすくなってきました。でも、農水省や厚労省からの情報はまだまだわかりにくいですよ、やっぱり。

中川主査 委員の方から何かございますか。

原委員 私も食品の安全についての情報提供なんですけれども、厚労省、農水省、食品

安全委員会と見ていて感じるのは、専門用語ですよね。抗菌剤もそうですけれども、これだけの分量であれば大丈夫という基準値のようなものと確率の話ですね。この3つで情報提供されているんですね。それがベースにあって、でも、何か問題が起きると、一般消費者にわかりやすく情報提供しなければいけないという感じになって、すごく話が単純化されて飛躍化されて、一日3kg食べても大丈夫ですみたいな形での情報提供に走ってしまうというので、この間を埋めるような、本当に消費者がきちんと理解して知りたいというような情報提供がふだんから非常に欠けているという印象があって、ここを埋める努力は本当はリスクコミュニケーションでやるべきことなんだろうなと思っていて、やはりまだ認識としては非常に専門性の部分と消費者に物すごくわかりやすく発表しなければいけないというところに分かれてしまうという印象はあります。そこをもう少し工夫するということだと思います。

早川委員 今それぞれおっしゃったのですが、私のように全く素人の人間から見ますと、1つは、先ほどのマラカイトグリーンにしても、それがなぜ使われるのか、そして、どのくらいの量の基準を制限しているのか、そういうことをきちんと新聞でも何でも情報提供していただければいいのだろうと思うんですが、今お話があったように、化学物質的な成分名だけが動いていってしまう。また、最終的にはいつもどのくらい食べても大丈夫、健康に問題ありませんと発表されますが、一般の人間から見ると、健康に問題ありませんというようなものをなぜ基準値を定めて使うのか？それ以上入っていると問題ありとして公表されるが、そんな問題のあるものをどうして使わなければいけないのか、この辺が普通の人間の疑問だと思います。

もう一つは、基準値以内のものを何十年と飲んで大丈夫ですと言われるかもしれませんが、今後いろいろな検証をするときには、単品の商品に入っている一成分だけではなくて、それが複合したらどのくらいの量になるのか、そして、そういうものが許容範囲を超えたら体にどういう異変を起こすのかというようなことをもう少しわかりやすく説明されると、一般の人たちももう少し関心を持つのではないかと思います。

中川主査 ありがとうございます。

特に食品は体に入りますので、普通のリスクコミュニケーションと同じようには考えられないかもしれないですね。不必要な不安感をあおらないよう、また工夫が必要かもしれません。

早川委員 本当に消費者の目線で、消費者が何を求めているのかというところから情報発信していかないと、ひょっとしたらこんなことを知りたいのかなというものと、本当に知りたいものとのギャップがあるんじゃないかと思うんです。こんなことくらいわかってるじゃないかと思われるかもしれませんが、意外とわかっていないことが多いと思いますので、そういう意味ではいろいろなステークホルダーがリスクコミュニケーションなどで参画するというんですけれども、このステークホルダーは本当にどこまでのステークホルダーなのか、本当に消費者という人たちを参画させてほしい。食品であれば、実際

に食事をつくってお子さんを育てている、そういう一般の人の中に入らないと、一言消費者という消費者団体の方も意味専門家ですよね。そういう方が入っていらっしゃるような気がしますので、これからいろいろなグループを立ち上げる時には、必ず一般の現場の方を入れるということを是非お願いしたいと思います。

中川主査 今リスクコミュニケーションが話題になっておりますが、せっかく食品安全委員会、厚労省もいらっしゃいますので、順序は違いますが発言すべきと思われることがありましたらお願いします。

食品安全委員会事務局（齊藤リスクコミュニケーション専門官） リスクコミュニケーションの工夫ということなんですけれども、先ほど阿南さんもおっしゃっていましたが、消費者団体の方とコラボレーションしながら意見交換会を進めたり、また、今までずっと意見交換会をやってきたんですが、大きな意見交換会ですと、おっしゃったように専門家の方がお見えになったりするわけですね。そうすると、なかなか一般の方に広まらないということで、食品安全委員会では1月20日に新しい試みとしてサイエンスカフェというものを開催しました。これは銀座にある群馬県のアンテナショップで行ったんですけれども、一般の方に参加していただいて、お茶を飲みながら気楽な気持ちで、委員会の小泉委員に「安全な食べ物って何だろう」というテーマで講演していただきました。ざっくばらんな意見交換会ができて、非常に白熱し予定時間を30分もオーバーしました。これからは、少し小さな規模の意見交換会、それから、対象を絞ったような意見交換会を少しずつリスクコミュニケーションとして取り入れていくと、少し違った形になっていくのではないかと、今、少しずつ工夫をしながら行っているところでございます。

また、食品安全委員会は地方に組織がございませんので、地方で食品安全委員会の活動をアピールしてくれる方とか、リスク分析の考え方を広めてくれる方を育成する指導者育成講座というものも実施したり、会議の進行をスムーズにしてくれるようなファシリテーターの能力を持った方を育成する講座、それから、科学的な知見をわかりやすく説明できるインタープリターの能力を持った方を育成していますが、こういった方々を活用して、大きな意見交換会でも、その中で小さなグループをつくってグループディスカッションを行いながら、きめ細かく意見を引き出すような工夫をしながら、少しずつ改善に取り組んでいるという状況でございます。

中川主査 厚生労働省、いかがでしょうか。

厚生労働省（光岡課長補佐） 大変参考になる御意見をいただきました。私どもの方も漫然としたリスクコミュニケーションということをやっていると、消費者の方にはなかなか理解できない部分があり、私たちは本当はもしかしたらそういうことに陥っているのではないかという気は確かにいたしました。私どもの方も、仕組み的にはどうしてもリスク管理の手法がかなり数学的といえますが、専門的に計算をした値で説明するものですから、これが一体どういう意味を持つのかということに対して、正確に消費者の方に理解をしていただくということも必要だと思うのですが、正直言いますと、余り正確なことを言う

とだんだんわかりにくくなるし、かえって間違いがないようにしてわかりやすく言おうとすると短くなってしまうというのも確かに御指摘のとおりだなと思います。

また、関係部署ともよく相談させていただいて、こういった改善ができるかということも含めて少し考えていきたいと思っています。

中川主査 ありがとうございます。

リスクコミュニケーションばかりになりましたが、ほかの点はいかがでしょうか。例えば、参考資料3で最後におっしゃられた5、消費者庁が食品安全委員会に対する指令塔機能と同時に、リスク管理機関、ほかの省庁からは独立性と。具体的に、例えばこういうふうなものがあつたらいいなというイメージをお伝えいただくと、もう少しわかりやすいと思うんですけども。あるいはこういうことでは困るということでも結構ですが。

阿南事務局長 なかなかこの辺は難しいですね。厚労省と農水省からの出向組の皆さんで構成されていて、また、入れ替わりもあり、何年かしたら異動があるので、食品安全委員会として本当に信頼できるのかどうか疑問に感じるところがあります。お役人の通過場所みたいな形ではなくて、本当の専門家集団としてプロの力を持っている権威ある委員会であると、もっといいのではないかと思います。行政機関の一つではあるのですが、今のままだと出向組で成り立っていて、かつリスク評価も厚労省と農水省からの依頼によって評価しているわけで、その辺が消費者からするとどうなのかなとちょっと疑問に思ってしまうわけです。本当に専門機関としての独立性を高めて、しっかりと働き、頼れる、科学的な評価はあそこに任せれば絶対安心ねというような存在になっていただくといいと思いますね。

中川主査 ということは、リスク管理機関、特に業界を持っている省庁からの出向があると、リスクアセスメントの中立性が疑われる可能性があるかと。事業者のほうを向いてしまっているのではないかとということですね。

指令塔の方はどうですか。消費者庁は信頼できるということですか。

阿南事務局長 信頼できるものにしないではいけないと思っています。

山上委員 相談の現場では、こういう新聞報道があると、それに対して素朴に、そういうものを食べてしまったんだけど、どうなるでしょうかという意味合いでの御相談が寄せられてくることが多いんですよ。例えば、事故米のときも、食べちゃっているんですけどもというようなときに、ただ単に大丈夫ですよというだけだと、気持ち的に間尺に合わないといいますか、そういうところもありますので、そういう事故になる前の段階で消費者センターでも一般の市民の人たちの研修というものを年間計画を立てていろいろとやっていると思いますので、食育に関係することになるのかもしれませんが、消費者がこういうことを知りたいだろうと思うものをわかりやすく伝える工夫というものがとても求められているのかなと。その辺のところは、消費者庁になったとしても、センターと地域住民との連携というのをより具体的にやっていってもらったらいいいのかなと思っています。

阿南事務局長 今、山上さんがおっしゃったことは本当にそうです。消費者庁になると消費者の相談窓口が一元化されて、消費者の疑問や不安がネットワークされます。そうしますと、消費者庁の、こんな不安・疑問を持っているという情報がちゃんと食品安全委員会に伝えられて、こういう不安をどう考えるかということが検討され、そうした地域の消費者の不満・疑問に応える形で自分たちでできることを考えるという存在になるという意味は非常に大きいと思いますね。

中川主査 それが指令塔の役割ですね。

原委員 確認的な意見のような感じになってしまいましたけれども、やはりそこが一番大事だと思います。今までの70年代からの30年、40年を見ていると、食品衛生調査会で食品添加物の基準を決めたりするときも、事業者側がこれを添加物で使いたいけれどもとか、農水、厚労から出てきたものが優先されて評価に入るという形で、そのスタイルは今の食品安全委員会もそのまま残しているような感じがして、やはり消費者が疑問に思っていることをまず優先してもらって、消費者が不安に思っていることを最初にやるという優先順位のつけ方に是非なってもらいたいというのは大きいです。

中川主査 ありがとうございます。

それでは、阿南事務局長におかれましては、お忙しい中を本ワーキンググループのヒアリングに御協力いただきまして、誠にありがとうございました。本日のお話を参考に検討を進めてまいりたいと思います。もし御都合がよろしければ、後半の議論にも是非参加いただきたいと思います。

それでは次に、第2の議題に入ります。今後、消費者庁が大きくかかわっていくこととなります食品安全基本法上の基本的事項及び食衛生法上の安全基準につきまして、関係省庁から現状等のヒアリングを行いたいと思います。

まず、食品安全基本法上の基本的事項の策定経緯、現状と課題につきまして、食品安全委員会事務局よりお話を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

食品安全委員会事務局（大久保総務課長） 食品安全委員会事務局総務課長の久保でございます。

まず最初に、お手元の資料2-1で、基本的事項の策定経緯を簡単に御説明したいと思います。

「1 基本的事項の概要」がございますけれども、そもそも基本的事項は何なのかということがございます。食品安全基本法は2ページ以降についてございますけれども、その第11条から第20条までの規定の中に、いわゆる食品の安全性の確保に関して政府が講ずる措置の基本的な方針が示されております。要は、基本的事項はこれを実施する上での方法や手順の必要な事項を具体的に規定していったものと考えていただければと思います。

後でまた細かく説明しますが、具体的には10項目に分かれておりまして、それぞれの条文に沿って、措置の実施に必要な基本的事項を定めて具体化を図っているということがございます。

「2 基本的事項の策定手続き」でございますが、この基本的事項は法律上、内閣総理大臣が食品安全委員会の意見を聴いて案を作成するというところでございまして、この基本的事項は閣議決定ということになります。したがって、政府全体として決定し、実施していくという性質のものでございます。

「3 現行の基本的事項の策定経緯」でございますけれども、現在のものは内閣総理大臣から食品安全委員会に平成 15 年 10 月に諮問がありまして、私どもの専門調査会及び本委員会で審議の上、12 月に内閣総理大臣に意見を提出したということでございます。その後、国民からの意見・情報の募集を経て、平成 16 年 1 月に閣議決定されているというものでございます。

続きまして、資料 2 - 2 でございます。まず、1 ページ目に概要を書いておりますけれども、全部で 10 項目にわたりまして、それぞれの条文ごとに作成されているというものでございます。

イメージをおつかみいただくためにポイントだけ簡単に説明したいと思います。2 ページをお開きいただきますと、まさに基本的事項そのものでございます。

冒頭に書いてございますように、食品安全基本法において基本理念が定められ、施策の基本的な方針が定められています。まさにこの基本的事項は政府が基本理念にのっとり基本的な方針を具体化するということで、必要な措置の実施に関して定めているものでございます。

第 1 が、いわゆるリスク評価関係となっております。「1 基本的考え方」にございますように、リスク評価については食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、食品健康影響評価が施策ごとに行わなければならないとされております。

(2)にございますように、それにつきましては食品の供給行程の各段階ごとに ~ までございますけれども、留意してやっていくという形になっております。

(3)は、第 24 条第 1 項各号に掲げると書いてございます。実は法律上、食品安全委員会へのリスク評価の諮問について、食品衛生法の基準を改正する場合などには、制度的に必ず諮問しなければならないということで、これを必要的諮問事項とっておりますけれども、そういうものが定まっております。したがって、定期的に関係法令の改正に対応して、その必要的諮問事項については見直しを行っていく。

(4)におきましては、緊急を要するものについては優先的にリスク評価を行っていく。

(5)につきましては、いわゆる第 24 条第 1 項各号以外というのは任意的諮問事項ということで、各省が判断して行うものでございますけれども、これをやるに当たっては十分に検討して適切に要請するという形になっております。

(6)食品安全委員会は、いわゆるリスク管理機関からの諮問に応じて評価するとともに、自らの判断で必要なものを評価していくという自ら評価というものをしております。したがって、自らの判断において行う評価については定期的に点検するという形になっております。

2として例外措置がございます。先ほどリスク評価は施策ごとに行うとなってございましたが、(1)~(3)の場合については評価を行う必要がないという形になっております。

また、3は手順及び方法となっております。いわゆるリスク評価の開始前について、まず については各大臣が意見を聞く場合ということで、その場合の留意事項が記載されております。自ら評価を行う場合には決定に当たって、関係者相互間の意見や情報の交換、いわゆるリスコミをやるという形になっています。ガイドラインの作成を進める。

(2)実施時でございますけれども、リスク評価実施に当たっては、海外のリスク評価機関との連携に努める、また用いた情報については公表していく。また、当然、専門調査会の結果については国民からの意見・情報の募集を行うという形になってございます。

(3)リスク評価の終了後でございますが、ホームページで多様な手段を用いて公表する。また、結果をわかりやすく解説して、多様な手段を用いて公表していくという形になっております。

「4 委員会の行う勧告等」がございます。食品安全委員会のリスク評価結果に基づいて、必要に応じてその施策について各大臣に勧告をする。また、各大臣が実施している施策の状況を監視して、必要に応じて勧告するという権限を持っております。

(2)意見でございます。食品安全委員会は重要事項を調査審議して、関係機関の長に意見を述べるということになってございます。

以上がリスク評価関係でございます。

第2は、食品の健康影響評価の結果に基づいた施策の策定、主に厚労省、農水省の関係でございます。

(1)施策についてはここに書いてございますようなものを考慮して、いわゆるリスク評価が行われたときはその結果に基づいて施策を行っていかねばならないという基本原則を書いております。

(2)におきましては、いわゆる食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格・基準を整備する。

(3)におきましては、それに基づいて監視、指導調査を実施するという形になっております。

「第3 情報及び意見の交換の促進」でございます。「1 基本的考え方」の(1)にありますように、いわゆる施策の策定に国民の意見を反映する。そして、その過程の公正性・透明性を確保するために、関係者相互間の情報・意見の交換、リスコミを促進するという形になっております。

(2)国民に対して適切な情報を提供する、また、施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進するとなっております。

(3)リスコミの促進に当たっては、その目的を明確にする。また、危害要因等の認知から施策の策定に至る過程を通じて行うようにするという形になっております。

2の方法におきましては、会議は原則公開とする。また、委員会の議事録及び提出資料

は原則公開とする。また、結果の公表に当たっては、消費者等の理解を促進するよう、わかりやすく解説するという形になっております。

(2)はリスク管理機関はということでございますけれども、同様に適切な情報を提供する。また、パブリックコメントの процедуруを実施していく、意見交換会の開催などリスクミを促進するという形になっております。

「3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」となっています。食品安全委員会はリスク管理機関の行う事務の調整を担うとなっておりますが、これは消費者庁に移管されることとなります。また、委員会及びリスク管理機関は相互に連携して、意見交換会を開催する。また、政府全体として望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討する。また、委員会及びリスク管理機関は横断的なリスクミを促進するという形になっております。

「第4 緊急事態への対処等に関する体制の整備等」でございます。「1 基本的考え方」にございますように、緊急事態への対処、これは国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという考えで、人の健康に係る重大な危害の発生に関する情報の収集、状況の把握を行う。また、緊急事態が発生した場合には、適切かつ迅速に情報提供をするとなっております。

2、緊急時の情報連絡体制を整備し、3、緊急対策本部の設置、これが根拠規定になっております。

4、いわゆる緊急時の対応方法なり緊急時対応のマニュアルを作成するという形になっております。

「第5 関係行政機関の相互の密接な連携」につきましては、「1 基本的考え方」の(1)にありますように、食品健康影響評価の結果に基づき、具体的なリスク管理措置を講ずるに当たっては、委員会とリスク管理機関相互の連携を図るという形になっております。また併せて、連携してリスクミの促進を図るとなっております。

(2)には、委員会及びリスク管理機関は、施策が全体として整合的に行われるように努めていく。

(4)におきましては、関係府省連絡会議なり地方公共団体との連絡会議を定期的で開催するとなっております。

また、2といたしまして、委員会とリスク管理機関との連携という点では、委員会はリスク管理機関との間で連携及び政策調整の具体的な手法について取極めを締結して公表するとなっております。

3、リスク管理機関相互の連携についても、留意事項が書かれているということでございます。

「第6 試験研究の体制の整備等」でございます。ここでも「1 基本的考え方」にございますように、試験研究の体制の整備、研究開発の促進、成果の普及、研究者の養成等について措置を講ずるという形になっております。

2で試験研究体制の整備について、また、3では研究開発の促進ということで、(1)におきましては研究開発の推進・強化に当たっては、委員会、リスク管理機関において密接な連携を図る。また、地方公共団体、民間等の能力も活用するという形になっております。

4では研究開発の成果の普及、5としては研究者の養成・確保を図るとしております。

「第7 国の内外の情報の収集、整備及び活用等」でございます。「1 基本的考え方」の(1)でございますけれども、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理、活用を講じていくということでございます。

(2)収集し保有している情報については、広く一般に公表する。

(3)におきましては、人の健康に対する被害の発生が予想されるような危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関して国民への適切な情報提供に努めるということでございます。

2におきましては情報収集の対象範囲、3におきましては一元的な情報収集の実施ということで、委員会はリスク管理機関と連携して一元的に情報を収集するという形になっております。そして、データベース化するというので、そのデータベースについては迅速な検索が可能になるように努めるとされているところでございます。

4におきましては、情報の活用及び提供ということで、委員会及びリスク管理機関は運営するデータベースの相互連携を図るという形になっております。

(2)におきましては、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携しながら報道機関、ホームページ等を通じて、適切かつわかりやすく国民に提供するという形になっております。

「第8 表示制度の適切な運用の確保等」ということで表示関係になっております。「1 基本的考え方」に書いてございますように、消費者に対し食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供され、かつ、食品の表示がわかりやすいものとなるように、食品の表示に関する共同会議等で基準全般について広く国民からの意見も聴きつつ、問題点の改善を進めるという形になっております。

「2 普及及び啓発」につきましては、一元的な相談窓口の一層の充実を始めとしまして、連携を強化する。また、食品の表示制度・内容について知識の普及啓発に努める。

3で、監視、指導、取締りを行うとなっております。

「第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等」ということで、「1 基本的考え方」にございますように、食品の安全性の確保に関する教育、学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する普及・啓発を図る。

2で、まさにこの部分は関係府省がたくさんかわります。委員会を始め、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等相互に密接に連携して消費者団体、関係団体等の協力を得つつ、食品の安全性の確保に関する教育・学習を推進するというので、3におきまして、各機関の重点事項を書いているところでございます。

最後になりますけれども、「第10 環境に及ぼす影響の配慮」、「1 基本的考え方」にございますように、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、環境に及ぼす影

響についても十分配慮する。

2といたしまして、食品の供給行程の各段階において環境に及ぼす影響に配慮していくという留意事項を書いております。

早口になって申し訳ございませんけれども、最後に座長からございました課題ということでございます。ペーパーは特に用意しておりませんが、恐らく今後、消費者庁が設置され、基本的事項が見直されるということで、とりあえず改正が必要ではないかと思われることを簡単に申し述べさせていただきます。

まず、全体を通じて言いますと、先ほど阿南事務局長からもありましたが、消費者庁は食品安全に関して司令塔及びリスク管理機関としてもかかわってくるということでございますので、それぞれの役割に従って当然、基本的事項の中に位置付けられてくるのであらうと思います。具体的に申しますと、例えば、特定保健用食品の表示業務などについては厚労省から業務が移管されますので、いわゆるリスク管理機関という位置付けになります。したがって、当然リスク管理機関並びの位置付けというのが出てくるだらうと思います。

その一方で、消費者庁は緊急時における司令塔機能というものもございました。総合調整も行うということでございますので、そういうリスク管理機関とは別の性格としての位置付けが当然、いろいろなところで出てくるのかなと思っております。

あと、個別事項で申し上げますと、1つは、第1の食品健康影響評価、第11条関係でございます。今簡単に御説明いたしましたけれども、現在実態といたしまして各大臣が食品安全委員会に諮問する場合、評価に必要なデータを提出していただいているということでございます。しかし、現在、基本的事項にそういうデータに関しては記載がございません。やはりリスク管理機関が食品健康影響評価に必要な諮問をする場合には、データを収集して委員会に提出するということが、この際明確に位置付けた方がいいだらうと認識しております。

第2に、いわゆる食品健康影響評価結果に基づいた施策の策定ということで、第12条関係の部分がございました。これは主に厚労省、農水省の関係でございますが、消費者庁の設置に伴いまして、厚労省からリスク管理措置に関する業務が移管されるということがございます。また、後で基準についてのお話も厚労省からあると思いますが、基準策定に当たって協議もなされると。恐らくその辺の手順について、明確に基本的事項の中で規定していく必要があるのではないかと思います。この辺は消費者庁と各リスク管理機関の間で今後、調整されていくものだらうと思っております。

また、第3の情報・意見の交換につきましては、当然、消費者庁設置に伴いましてリスクコミュニケーションの調整事務が消費者庁に移ります。したがって、先ほど述べた部分については、当然、消費者庁が主語として出てくるのだらうと思っております。

それから、緊急事態の対処、第14条関係につきましては、司令塔機能を担うということで当然それに対する改正が必要になるだらうと思います。

それと、昨年、中国製冷凍餃子に始まる一連の事案に関して、消費者安全情報総括官という仕組みができております。それとともに今御説明しましたように、緊急時については緊急対策本部の規定が基本的事項にございます。その辺の関係をどう整理し、基本的事項の中にどう位置付けていくか、この辺は消費者庁設置に伴って検討していく必要があるのだろうと思っております。

あと、第7に、国の内外の情報収集、整理、活用というのがございます。聞くところによれば消費者庁は、消費者被害の関係の情報を一元的に管理するということでございますので、それに関しまして基本的事項の中にどう位置付けていくのかという辺りは検討を要するであろうと思っております。

また、第8の表示関係につきましては、表示関係一般はまさに消費者庁に移管されますので、当然それに沿った改正が出てくるだろうと思っております。

あと、第9といたしまして、食品の安全性の確保に関する教育、学習等ということでございます。先ほど阿南事務局長からもありましたが、これについては消費者庁の立場から恐らくいろいろな観点があるかと思いますので、当然いろいろ改正が出てくるかなと思っております。

以上でございます。

中川主査 どうもありがとうございました。

それでは、続いて食品衛生法上の安全基準の現状等につきまして、厚生労働省からお願いいたします。

厚生労働省（光岡課長補佐） 厚生労働省の食品安全部基準審査課の課長補佐をしております光岡でございます。

資料3に沿って、規格基準の内容について具体的な御説明を申し上げたいと思います。

1枚目をめくっていただきますと、先ほどから何度も出てございますけれども、リスク分析の手法を使って、私どもはリスク管理機関ということでリスク管理機関としての役割を果たすべき努力をしているわけでございますけれども、一方で、リスクコミュニケーションは食品のすべての過程の中で行うということもございまして、私どもの方でも規格基準の改正をするとか、いろいろな消費者への注意喚気を行うといった場合にもリスクコミュニケーションを利用させていただいているということでございます。

私どもはリスク管理機関でございますので、食品のリスク管理戦略というものを仮に考えた場合に、一般的にどういう考え方をするかということでございますが、手法としてはまず、食品衛生法に基づいた措置を行うということでございまして、それに基づいたリスク管理を実施することになります。強制的な措置になりますので、例えば、規格基準を設ければその規格基準を超えるような不適合な食品については、市場から排除するといった形で厳しい措置を行えるような形になってございます。

また、そうした法律による厳しい措置ではなく、消費者に対しては例えば、注意喚起を行うといった摂食指導も含まれますけれども、こういったもののリスク管理措置も考えられ

ます。

さらに、事業者による自主規制を促進するという場合も手法としてもあり得るわけでございます。特定の事業者の団体に自主規制を行っていただくと。そうした法的な厳しい措置ではなくて、もっと緩やかな形での措置を行うという場合もございます。

加えて、これは私どもの所管にはなりませんけれども、農産物の生産管理といったところのコントロールを行うということも考えられるわけでございます。例えば、カドミウムの汚染米のようなものは、基本的には土壌改良を行うことによってリスクの低減を図られています。直接的な食品の規制を行うという形ではない手法もあり得るわけでございます。

また、使用管理を徹底させるということによって、農薬等が基準を下回るように結果としてリスクを低減させるということも考えられるわけでございます。

4 ページは、化学物質を一般的に考えた場合でございますけれども、これからは少し数学的な話になりますが、一般に基準値というものを設定する際には、A D I というものを基にして、そのA D I に収まるように基準値を設定するわけでございますけれども、通常は人での実験はできませんので、動物実験の結果を基にして、人での安全性について外挿するというような手法を用いているわけでございます。

例えば、動物実験で反応曲線と言われているものですが、生体の影響がどの程度あるかという程度の割合を縦軸にとりまして、横軸に暴露量を仮にとったグラフを考えると、こういった曲線を描くわけでございます。動物実験の結果から無毒性量というものをはじき出してきました、そこから動物間の種差とか人の間の個体差というものを考えまして、通常は 100 分の 1 の量を A D I として、これをリスク評価の結果として食品安全委員会の方から通知を受けまして、そのA D I の中に収まるようにリスク管理措置を行うというのが通常の手法でございます。

5 ページは農薬を考えている例でございます。A D I と言われるものが、いわゆる安全レベルだということになるわけでございますけれども、人が一日に摂取しても安全な量ということでA D I が設定され、このA D I に収まるように基準値を設定するわけですが、例えば、日本人ですと非常に米の消費量が多いので、米でかなり農薬の暴露量が消費されるわけでございます。それで、設定しようとする基準値に米の消費量を掛け合わせたものが、ちょうど米から摂取される農薬量に該当します。ほかにもいろいろな作物ごとに基準値を策定していきますので、こういったものをすべて足し合わせてA D I 内に収めるということで基準値を設定しているわけでございます。

この場合の食品摂取量というのは、あくまでも平均量でございますけれども、幼児とか妊婦、高齢者における摂取量も、それぞれの作物ごとにそれぞれ計算して足し合わせていくという形の計算をして、いずれにしてもA D I の中に収まるようにするという形の暴露評価を行うわけでございます。

今は化学物質の例示をしてリスク管理の説明をしていますけれども、一般に農薬とか動物用医薬品とか食品添加物のように、人為的・意図的に使用しているというものと、汚染

物質のように、基本的には人為的ではなくて環境由来のものとは考え方と異なりますか、基準の設定の仕方が少し変わってくるわけでございます。一般にそうした意図的に使用されているというものについては、ポジティブリスト方式で規制を行ってございます。ポジティブリスト方式というのは、いわゆる規格基準とか基準を設定したものの以外の残留を認めない、もしくは一定水準以下に抑えるといった仕組みのことを言います。一方、ネガティブリスト方式というのは、使用禁止等基準を設定されたもの以外のものについては、原則的に規制がかかっていないという仕組みでございます。

このポジティブリスト方式に沿っても、遺伝発がん性物質のものと、遺伝毒性の発がん物質でないそれ以外のものによってやり方が変わってきてございます。この辺の手法については少し話が長くなりますので、割愛させていただきます。

ただ、汚染物質のように非意図的に混入されるようなものというのは、基本的には必ずしも基準値の手法によって設定するということが可能なわけではありませんので、その場合にあっては摂食指導とか、何らかのリスクの軽減対策というものをとっていくことになります。

食品添加物は先ほどポジティブリスト方式だと申し上げましたが、食品添加物はいわゆる指定添加物とか既存添加物以外の使用については規制がされているわけございまして、指定添加物については食品衛生法第 10 条に基づいて、施行規則別表第 1 に記載されたもの以外の使用は規制されているわけでございます。

既存添加物というのは、かつては化学合成でつくられたものだけを規制していたわけですが、実は平成 7 年の法改正において天然にある長い食経験があるものについても、例外的に指定を受けることなく使用・販売等が認められたものとして添加物として収載いたしまして、収載されたものについては使用は認めるという形に制度が移行したわけでございます。ある意味では、一つのポジティブリストによる規制を行ってございます。

一方で、天然香料とか一般飲食物添加物といったものについては、法の規制の対象から外しております。

また、食品添加物については、こうした指定とか規格基準というものを設けているほかに、表示するということによって添加物についての規制を行ってございます。

既存添加物については、平成 7 年の法改正のときに化学的合成品だけでなく天然のものについても規制を拡大したことに伴い、既に流通しているものをリストとして載せ、引き続き流通を認めたものですが、安全性の見直しを現在推進しております。問題のある添加物については名簿から削除していくという作業を行ってございます。

また一方で、食品添加物の人での摂取状況というものを調査しております。マーケットバスケット方式によって調査を実施し、食品添加物の摂取量を調査しています。

また、最近になって問題になってきておりますのが、指定添加物で国内では指定されていないものであったとしても、海外で非常に広く汎用されている添加物というものがございまして。輸入食品がたくさん輸入されている現状の中で、指定がされていないということ

で、なかなか日本には輸入できない食品というものもたくさんあるわけでございます。これについては、国が直接データを集めまして、食品安全委員会にリスク評価を依頼いたしまして、問題がなければ指定するという形の作業を現在進めているところでございます。

これは農薬等のポジティブリスト制度の概要をもう少し細かく示したものでございます。農薬、飼料添加物及び動物用医薬品については、食品中の残留について食品中の基準として設定させていただいているわけでございますけれども、基本的には現在、食品の成分に係る規格として残留基準を設定しておりまして、この残留基準を超えるものがあれば食品の販売等が禁止されるわけでございます。

一方で、基準が定められていないものについては、一定量を超えるという形になっておりますけれども、0.01ppm という一律基準の数値を使って、この数値以下にするという形での規制を行っているわけでございます。

また、厚生労働大臣が指定する安全と認められる特殊な物質については、ポジティブリストの対象外にしているわけでございます。

次は、食品の安全性確保のための具体的な規制の概要を示したものでございまして、基本的には食品衛生法第 11 条に基づいて食品等の規格基準というものを設定しているわけですが、必ずしも食品の規格基準だけで食品の流通・販売等が規制されているものではなく、食品衛生法第 6 条のような、いわゆる保健衛生上の人の健康に影響を与えることが明らかな物質であったり、また、不潔なものを規制する条文が別途ございます。

また、食品衛生法第 10 条は添加物の指定でございまして、これによって添加物の指定がされていないものについて規制されているという状況でございます。

現在、食品添加物といたしましては指定添加物が 388、既存添加物として 418 ございます。一方で、残留農薬の物質については農薬とか飼料添加物、動物用医薬品を含むものでございますが 814 物質、これも物質で 814 ですから、基準では更に作物ごとに基準が設定されておりますが、冊子にして非常に分厚いものになる膨大な量の基準があるわけでございます。

あとは、汚染物質のような規制や微生物に関する規制が、この規格基準の中にも含まれているわけでございます。

添加物の指定等につきましては、こうしたリスク評価とリスク管理の手続の流れがございまして、当然こうした中にパブリックコメントを求めましたり、また、必要に応じて説明会を直接やるというような手続をとらせていただいているところでございます。

農薬については、厚生労働省だけではなくて、環境省であるとか、また農薬取締法を所管しております農林水産省も関与しているということでございます。

あとは省かせていただきますけれども、食品用の器具・容器包装についても同様の規制を行っているというものでございます。

それから、乳幼児用のおもちゃについても、食品衛生法で規制しているという形になってございまして、これは物理的な規制というよりは、飲食を起因として乳幼児がなめて、

それによって起き得る健康を防止するための規制を行っているわけでございます。第62条の準用規定を使って必要な規制が行われているということでございます。

最後ですけれども、私どもの方で食品安全情報として、ホームページの中で公表させていただいておりました、この中には部会での細かな報告とか、審議過程といったものも公表させていただいているというものでございます。

時間を押してしまい、申し訳ございませんでした。

中川主査 どうもありがとうございました。今の御説明に対する質疑応答はもう少し後でまとめていたしたいと思います。

本日御欠席の大前委員から資料の提出がございまして、まず、これを事務局から御紹介いただきまして、それにつきまして、もし厚労省あるいは食品安全委員会から御意見がありましたら伺って、その後でまとめて質疑応答したいと思います。

それでは、事務局お願いいたします。

野村消費者安全課長 お手元に資料4を配付させていただいております。「食品の長期摂取による健康影響評価について」という大前委員の提出資料でございます。

食品の長期摂取による食品成分あるいは食品汚染物質に起因する発がんや発達障害のような慢性健康障害に関する消費者安全の枠組みづくりが必要であると。

こうした慢性健康影響を扱う困難さに関してでございますけれども、人での発生頻度が低く、発生が時間的・空間的に広い範囲にわたるので発生が認識されにくい。また、認識されたとしても原因食品・汚染物質と健康影響の因果関係の同定が困難である。また、発生しないかもしれない健康影響をも視野に入れる必要があるという特性があるため、困難であるということでございますけれども、健康リスクアセスメントという一定のプロセスを用いて、この種のリスク評価がされる枠組みが現在、食品安全委員会であるので消費者庁においても、こうした問題意識を持つ必要があるが、屋上屋を重ねることではなく、食品安全委員会と消費者庁との間の緊密な関係について検討してはいかかがかと考えているという御意見をちょうだいしてございます。

中川主査 ありがとうございます。

食品安全委員会あるいは厚労省から何かございますか。よろしいですか。

それでは、今までいただいた御説明あるいは大前先生の意見も含めまして、質疑応答いたしたいと思いますが、委員の方から何かございますか。

原委員 最後に論点整理の話があるので、そちらで話した方がいいのかもしれないんですが、少し質問ということで御意見もお聞きしたいと思いましたので、発言させていただきます。

食品安全委員会からる御説明があった9項目については、消費者庁関連3法案が一応国会を通して消費者庁ができ上がるとなると、調整のためにどういうことをしなければいけないかというような形での意見と聞いておりました、消費者からすると大きく2つのことを考えておりました、1つは、7番目に消費者被害情報の一元化の話となさったんです

が、実は消費者は食の安全に係るところで、これはどうかなという疑問とか健康にどうかなと考えたときに、食中毒であれば保健所という認識があるんですね。だけれども、食の安全自体はどこに言ったらいいかわからないというのが今の状況で、先ほど山上さんからお話がありましたけれども、取引とか契約の話が多いので、そのことを知っているとちょっと消費生活センターも違うかなと思うと、やはり販売店に行かれる方が多いのかなと思っていて、情報の一元化といったときに、どういう仕組みをつくったらうまく一元化できるのか。今は多分どこにもきちんとした受け皿がないという認識なので、そこについて何か御意見があったらお聞きしたいというのが1つ。

もう一つは、メラミンのときに非常に感じたんですけども、メラミンは日本ですごく大きな話題になっていたときに、EUの製品安全の担当をしておられる方が外務省の招聘で日本に來られて、消団連で本当にごく少人数だったんですがディスカッションさせていただいたときに、直接の担当ではないんですけども、食の安全ということでメラミンの話を聞きましたら即答で回答が返ってきました。これは前々から気になっていて、中国とはたびたび食の安全については意見交換をしているという話で、メラミンについてもほとんど水際でやめていると。中国からの乳自体も乳製品もやめているというすっきりした御回答でした。

日本は、中国からの餃子にしても、メラミンにしても、ハウレンソウにしても、消費者側は安全が不安なので国産に走って、国産で偽装されているというのが今の状況なんだと思うんですが、それは日本政府の中に、食の安全をしっかり考えてくれて、国際的にも対応してくれるセクションが見えないからだと思うんですね。私も、なぜ外務省がここに出てくるのという感じで、外務省の方を交えて話をさせていただいたのも非常に異質な感じがあって、そういう意味では消費者庁ができたときに、消費者庁、食品安全委員会、厚労省、農水省の中で、どこに国際的な食の安全を消費者の側に立って相手国と交渉してくれるセクションができるのか、それは是非つくっていただきたいということになるんですが、先ほど御説明だと単なる調整のための御意見だったので、そこを超えた形での御見解があればということをお願いしたいと思います。

食品安全委員会事務局（大久保総務課長） 食品安全委員会がわかる範囲でということですが、今の体系においては、食中毒については基本的にリスク管理機関である厚労省にすべて集まるという話になるわけで、ただ、今回問題になった、いわゆる事件性があったり、犯罪となった場合にどうかというときに、なかなか厚労省だけでは難しいということで、今回、内閣府の国民生活局の方でいわゆる事件性のあるものについては集めていこうという形になり、今後、消費者庁ができたときにそういうものを総合的にどうするかというのは、恐らくこれからの議論になっていくのではないかと食品安全委員会の立場としては思います。

あと、結局メラミンあるいは乳製品という形になると、実際に検疫なり水際でやっている、どうしてもリスク管理機関である厚労省が非常に大きな役割を果たしていくことにな

るわけございまして、その場合当然、外国に対する情報なり措置について、厚労省として今、各大使館に人を派遣したりいろいろやっているようですけれども、残念ながら食品安全委員会としてその辺をどうするかという見解はないんですが、厚労省が中心になりつつ、どういう枠組みあるいは連携体制をとっていくかというのは、消費者庁ができる中で全体として考えていくということなのかと。

もし、厚労省の方からコメントがあればお願いします。

厚生労働省（光岡課長補佐） 直接の担当ではございませんけれども、現在外務省が中心になっているというのは、恐らく外務省が中国を含めて主要国の大使館に食の安全担当官というものを設けて、勿論、厚生労働省からも外務省の職員という形で出向することになるのでしょうかけれども、そういった形で人を派遣して、直接相手国との間で連絡をとり、もしくは情報を収集しているとなつてございます。また、食品安全委員会ともそうした情報を含めて連携をとって、情報を共用しているところでございます。

また、今の消費者の視点でというのは、確かに説明ぶりとしては欠ける部分がありますけれども、私どもの方もメラミンのような事件が発生した折には、メラミンに関する中国や諸外国の情報も含めて、どういう規制をすべきかということ判断し、緊急にメラミンを未指定添加物として取扱い、それが日本に入り込まないようにするという措置を行わせていただいたということで対応させていただいております。

中川主査 いかがでしょうか。

原委員 やはり消費者の立場に立って食の安全を考えると、どういう行政の姿が望ましいのかということところは、消費者庁が立ち上がる時に併せて検討を深めていただきたいと思ひます。やはり40年、50年の課題で、厚生労働省の方が御説明になりましたけれども、このスタンスというのはもう数十年変わらずやっておられるもので、安全の基本のところを抱える部分はベースとしては同じなのだろうと思ひますけれども、その後、食品を食べている消費者から見ると、どういう政策を組み立てるかということところに今一歩進めていただけたらと思ひます。

それから、御説明の中になかったんですが、今の食品安全委員会は内部で組織の有り様とか見直しについて検討しておられると側聞しているんですけども、それはどういう目的でどういう進捗状況の中にあるのか、少し補足でお聞かせいただけたらと思ひます。

食品安全委員会事務局（大久保総務課長） 食品安全委員会も昨年7月で5周年という時期を迎えたということで、これまでの5年間の活動実績を一度総括して、今後に向けて改善できるものは改善していこうということで、7月ぐらいから検討を始めました。基本的には、過去いろいろなところで指摘を受けたことを踏まえて、現在の体制でできる業務における運用面の改善と考えていただければいいと思ひますけれども、小さいことでもいいからできる限り改善できるものは改善して、それを積み上げて次のステップに進めていこうと。

今のところ専門調査会での審議も終えまして、来週ぐらいに本委員会でも案を決定して、

その後、いわゆる意見・情報の募集手続等に入り、今年度中にはとりあえず当面の案をまとめていこうという感じで進んでおります。

中川主査 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

阿南事務局長 せっかく参加させていただいたので。

先ほど原さんが御指摘されたメラミンについての情報収集、国際的な情報をどう収集して、そこをどうつなげて国内の危機管理体制を築いていくかということについてですが、メラミンの場合はドッグフードで事件が起こったときから感知できたわけですよね。そういう点から言うと、国際的にどういう問題が起こっているかということは体制として持つ必要があると思います。先ほどのお話にありましたけれども、EUなどはそういう体制を組んでいまして、いろいろな問題が起こったときに各国がアクセスできる情報ネットワークを構築しているわけです。

先日、厚生労働省の輸入食品の監視指導計画についての意見交換会に行きましたけれども、既に21年度計画では、二国間協議を大切にしようということが盛り込まれています。そして政府同士の協議をもっと大切にしていこうとか、そういう情報ネットワークをどうつくるかということがテーマになっていましたけれども、実際にそれをどこがやるのかというのは問題だと思しますので、消費者庁の機能として持つということも重要かと思いました。

それと、基本的事項のところ、先ほど食品安全委員会から説明がありましたが、5ページに委員会の行う勧告等ということで、勧告と意見具申について載っていますが、勧告については食品安全委員会はこれまで1回もやったことがありません。この前の専門調査会で質問しましたら、各省から報告を受けてその書類をチェックするという監視を行って、必要があれば勧告するという仕組みで、監視していたけれども、余り問題がなかったので勧告はしなかったという評価でした。こういう制度がありながら5年間何も勧告しなかったということは、この仕組み自体に何かやりにくいところがあるのではないかとか、そういう総括をされているのかどうかを聞きたいと思います。

あと、勧告・意見具申とは別に、食品安全委員会には委員長談話というものがありまして、昨年BSEの評価について委員長談話が出されています。しかしそれについてはこの中に入っていない。そうした委員長談話についても食品安全委員会が行う勧告、意見具申と同様に位置付けた方がいいのではないかとというのが私の意見ですが、いかがでしょうか。

食品安全委員会事務局(大久保総務課長) まず、5ページの4の(1)の にありますけれども、まさに私どもがリスク評価しましたものについては関係大臣に通知して、当然関係大臣はそれを基に先ほど言ったような基準をつくっていくという形になります。厚労省では当然審議会にかけますけれども、必要があって諮問したものですので、基本的には基準はきちんとつくられていくということで、それについては毎年2回チェックをします。

したがって、勧告をする必要性は今のところなかったということです、これが機能していないというよりも、基本的にはきちんとやっていたというのではないかと考えております。

B S E の委員長談話を昨年夏に出しましたけれども、あれをどういう形で出すかというのはいろいろ議論があったところでございますが、基本的には委員会としての見解であり、いわゆる情報提供という位置付けで、委員長談話という名称で出させていただき、関係機関に周知を図ったという形でございます。

今、阿南さんがおっしゃったような、確かにいろいろなやり方をとってきているわけで、その辺全体どう整理するかというところは確かに課題としてはあるかもしれないと思いますので、また検討したいと思います。

中川主査 ありがとうございます。

まだほかにも御意見があるかもしれませんが、そろそろ第3の議題にまいりたいと思いますので、ここで第2の議題は締めたいと思います。

関係省庁の皆さんにおかれましては、お忙しい中参加いただきまして大変ありがとうございました。次の御都合がございましたら、適宜御退席ください。

(厚生労働省、食品安全委員会 退室)

中川主査 それでは、第3の議題ですが、本ワーキンググループとして論点整理に向けた議論を行いたいと思います。

まず、事務局から論点整理案の説明をお願いいたします。

野村消費者安全課長 お手元の資料5をごらんいただければと思います。論点整理案とさせていただきます。

まず、1つ目の論点でございますが、本日もいろいろ御議論いただいたところでございます。ここでは、これまでの議論を踏まえて以下のように記させていただきます。

(資料5「食品ワーキンググループ・グループ論点整理(案)」

「1. 消費者庁の役割・関係府省間の連携」朗読)

今日の御議論を踏まえて更に加筆が必要かと思えますけれども、これまでの議論を以上のように整理させていただきます。

2つ目の論点でございますが、前回こんにやくゼリーの事案を議論いただきまして、また、今日も大前委員から意見の提出がございましたが、それらを踏まえての記述でございます。

(「2. 食品による健康被害の態様に応じた対応」朗読)

3つ目のリスクコミュニケーションに関しまして、これも今日の議論を踏まえた加筆が必要かと思えますが、第5回の委員会で御議論いただいたときの指摘を整理させていただきます。

(「3. リスクコミュニケーション」朗読)

4つ目の論点でございますが、これは第1回のワーキングで事故米を御議論いただいた

ときにいろいろ御指摘いただいた点でございますが、これはその後、内閣府に事故米を特に取り上げた有識者会議というものが設置されまして、この一次報告が11月末にまとめられてございますので、その引用をさせていただいてございます。

(「4．事故情報の公表のあり方」朗読)

5つ目として、ちょっと整理が悪くて恐縮でございますが、以上の4つ以外の論点を記させていただきます。

(「5．その他」朗読)

6つ目でございますが、前回の御議論を踏まえてでございます。

(「6．食品安全の基本的事項」朗読)

御議論のたたき台にさせていただければと思います。

中川主査 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対して、何か御意見ございますか。

加来委員 遅れまして済みません。ほかの会議が長引いてしまいました。それから、この間、私は出席が滞っていたものですから、流れが見えていないかもしれませんけれども、記憶によりますと、第2回目のワーキングでこんにやくゼリーの窒息死の件を取り上げましたね。あのとき全体的に取り扱う法律がないので、その法律も含めた制度の整備が必要だよねという議論があったと思うんですけども、その辺はこのまとめの中に取り入れられているのでしょうか。

それから、このワーキングで議論したか覚えていないんですけども、食品の消費期限・賞味期限を一元化する、あるいは何か新しい工夫をするというような議論は、例えば、最後の方に消費者自ら五感を生かして云々という文章がありますが、私も感覚的にはこれに近いんですが、日付をそろえるということだけで自分の身体・健康を守れるかということ、やはり人間が本来持っている器官を生かして、自分の力で危険なものは何か見分けるということも必要かと思うんですが、仕組みの問題として表示の問題みたいなことはここでは書かなくていいのかどうか、2点を教えてください。

野村消費者安全課長 まず1点目のこんにやくゼリーの関係は「2．食品による健康被害の態様に応じた対応」の で、窒息によって食に起因する被害が発生するケースというものがありますけれども、これに対しましては後段の方で、すき間事案に対する特別な対応と書いてございますが、現在の制度的な枠組みでは食品衛生法等では対応できないと言われておりますけれども、そういうすき間に落ちてしまっているがゆえに対応がなされていないものに対する特別な対応もきちんとやっていくべきだという記述をさせていただいてございます。更に、踏み込んだ記述が必要かという点はあるかと思いますが、ここで対応しているところでございます。

表示に関しましては、論点整理のペーパーでは特に登場してきてございませんので、御指摘の点を踏まえた記述が可能かどうかということについては検討させていただければと思います。

中川主査 ほかにいかがでしょうか。

今の資料5の2ですけれども、～は、～が差し当たりすき間なんですね。～は例えば食品衛生法で対応できているという趣旨か、それとも、まだできていない部分があるという趣旨か、～はどうだろうかとか、現行法でここまでとか、～は現行法ではまるでないとか、そういうものを括弧書きで入れると、もう少し課題がわかりやすいかなという気もするんですが、基本的には～は全部できていないという趣旨なんでしょうか。

野村消費者安全課長 まだ十分整理されていない文書でございますけれども、前段で被害の態様、後段で事故に対して何をやるかということが書いてありますが、1対1対応ではないんですけれども、ラフなイメージといたしましては、～不衛生等により直ちに被害が発生したケースに関しましては、保健所を初めとした対応がきちんと確立しておりまして、基本的にはそれに委ねられているというのが現状ではないかと理解しております。

異物・毒物混入というようなケースは、後段で申しますと捜査当局的連携を加えた対応というものが求められるだろうということでございまして、これは餃子事案以来少しずつ政府内でやってきておりますけれども、そういう取り組みを強化することが期待されている分野なのだろうと。

それから、～の大前先生から御指摘のありましたケースというのは、大前先生の指摘を踏まえれば、ここではリスク評価機関と書いてありますが、食安委や消費者庁等々の間の連携によって対応が図られることが期待されている分野であろうと。

～の窒息事案というのは、いわゆるすき間事案として消費者庁が自ら執行することが期待される分野であろうと。まだ十分な精査ができていないので、少しふわっとした書き方になってございますけれども、そういった大まかな対応関係があるのではないかと考えているところでございます。

中川主査 そこは書き切れるかどうかわかりませんが、少し書き加えていただいた方がわかりやすいかもしれませんね。前者が事故のケースの対応で、後者は対応がどこまでできているかが～それぞれ違う部分があるというのを、今のイメージで書き加えて差し支えなければ、実はもっと調べなければいけないので言い切れないという事情があるかもしれません。これは御検討ください。

野村消費者安全課長 事務局で答えさせていただくというよりは、更に御議論をいただくべき性質の御指摘かなという感じもいたしますけれども、食の安全の話は1にもありませんが、関係府省が複数にまたがっているというところから、消費者庁がかなり頑張る必要がある分野だと考えられますことと、消費者庁が食の問題だけに特化するような形が可能なのかとか、あるいは望ましいのかといった議論もあり得るのだらうと思います。

片や、食の問題と言ってもいろいろな対応があるので、任せられるところは任せる、手薄なところは消費者庁がしっかりやるという考え方もあるかもしれません。その組み立て方は幾つかの選択肢があるのかなということで、ここでは議論していただくための論点整理ということでございますけれども、特に方向性が出てくるようであれば、そういう方

向性で御議論をまとめていただければと思っております。

中川主査 大体そういう趣旨だということはよくわかりました。

ほかにいかがでしょうか。

加来委員 途中で入ってきたので、最初の阿南さんのヒアリングのときに阿南さんかおっしゃっていた論点を聞きながらちょっと思ったんですが、「3．リスクコミュニケーション」に係る、とにかくわかりにくいのでわかりやすくせよというのはみんなの共通した意見だと思うんです。例えば、食品安全委員会とかそういう専門のリスク評価機関は、やはり専門的かつ科学的な難解な亀の子であろうが何であろうが、それはそれでちゃんとやってもらおうというのは一つ仕事としてあるので、それはすごく大事な仕事なんだよというのはあってもいいのだろうと。それをどう伝えるときにかみ砕いてわかりやすくするか。食品安全委員会が両方できるかどうかわからないけれども、そういう専門機関は専門的なことをちゃんとやってもらわないと困るわけで、論点の1点目で整理するのは全く異論がないのですが、専門的なところは放ったらかしていいみたいなことに受け取られないような表現の方が、もうちょっと丁寧かなと思うんですね。論点としては2つあるんじゃないかとは思いますが、いかがでしょうか。

阿南事務局長 関連していいですか。3番にリスクコミュニケーションを取り上げられていますが、最初に問題提起をさせていただいたとおり、やはり新しく導入したリスク分析という枠組みがこの中に位置付けられないといけないと思います。リスク分析の枠組みはまだまだ定着していないと思っているわけです。ですから、そこをはっきりさせて、その中にリスクコミュニケーションが同時にあるとした方がいいと思います。今、加来さんがおっしゃったように、リスク分析の枠組みを推進するとなりますと、食品安全委員会が科学的・専門的にもっとやるべきだとなるわけですね。それを論点整理の中にはっきりと盛り込んだ方がいいと思います。

中川主査 ありがとうございます。

原委員 3点なんですが、私も食品安全委員会の委員の方々、皆さん学者、専門家の方々なんですけれども、そこでの専門性を発揮したきちんとしたリスク分析というのは大変重要で、そこは本当にきちんとやっていただきたいということがあるんですが、そこでやったことは分析をした結果にすぎなくて、ある程度学者としての提言はあるにしても、最終的な判断というところは消費者が入る、国民が入るということで、それが今の仕組みの中にはないですね。だから、先ほど阿南さんが消費者庁の役割は評価を生活の場に結びつけるという話をなさったんですけれども、評価を生活の場に結びつけると同時に、生活の場を評価へ持っていく、生活の場から判断へ持っていくという制度設計にしておく必要があるんだと思っていて、今見ている限りは食品安全委員会がお墨付きを与えるような、判断の押しつけをしているような印象があるんですね。そうではなくて、判断材料は提供しているというポジションではないかというのが1点です。

それから、2点目は、資料5の論点整理の2ページの「5．その他」で「輸入食品に起

因する事故対応」と書かれているんですが、輸入食品の事故対応というよりはもっと範囲は広くて、これはその他ということではなくて別途項目を立てられて、食品の安全についての国際的な対応というような形で、一つの大きな柱にさせていただきたいと思います。

それから、論点整理の中に入らなくとも思いますが、専門家の方々と話をしている、一般の人との話をかみ合わせるのはすごく難しいですね。それは内閣府の方も非常に感じておられると思うんですが、内閣府の方で食品安全委員会に出向して、その中で対等に議論ができるかということ、やはり使っている言葉がわからない、違うところからして非常に苦労なさっていると思うんですが、そういった専門性の壁みたいなものをどうしたら打破できるのかと。それはとても難しいから、やはり公務員の意識改革みたいなところで、消費者のために働く組織になってもらう、消費者マインドを持ってもらうということがすごく重要なことだと思っていて、それを論点整理の中に書き込むと向こうがちょっとムツとするかなと思って言えなかったんですが、そういうことは感じますので、何らかの配慮が要るかなと思います。

阿南事務局長 原さんの今の御意見とも関連しますが、リスク分析という枠組みをちゃんと位置付けるという意味は、食品安全委員会のリスク評価の結論を何が何でも押しつけるということではなくて、食品安全委員会は評価機関ですので、あくまでも科学的・専門的に評価していただくということになります。同時に評価結果についてのコミュニケーションもありますよね。ただ、それを施策として執行するところはリスク管理機関の役割ですので、厚生労働省や農林水産省の役割になります。国民生活に結びつくところは実際にはそこですので、例えば、食品安全委員会が何かリスク評価をしても、実際にマネジメントしていく場合には、国民の今の感情だとか、社会受容性というものがありますので、こういう評価を出しても、今はまだ国民は受容できないだろうということだって十分にあり得るわけですね。それはリスク管理機関の責任になってくるわけじゃないですので、その点をちゃんとはっきりと書いた方がいいと思います。例えば、食品安全委員会からこういう結論を出したけれども、リスク管理機関に対して国民の社会受容性をちゃんと考えると、その上で考えるべきだということも言えるような、そういう枠組みだと私は理解していますので、そういうところをはっきりとした方がいいのではないかと思います。

中川主査 今回の御指摘は、リスク分析全体において消費者庁がどういう役割、指導的役割で何をすべきかということをもう少し明確化しろというご趣旨でしょうか。それはリスクコミュニケーションのレベルアップも入るし、リスク評価自体について意見が言えるということも入るし、リスク管理の在り方についても入るという形ですね。今は3はリスクコミュニケーションになっていますが、もっと広い全体の中の一つとしてリスクコミュニケーションにも言うけれども、ほかにも言えるようにというイメージですかね。書けないことはないと思いますが、なかなか。

野村消費者安全課長 ありがとうございます。リスク分析の概念をきちんと位置付けて整理していくべしという阿南事務局長からの御指摘と、食の安全の国際的な対応というの

はちゃんと柱で立てるようにという原委員からの御指摘は検討させていただければと思います。

あと、専門性を生かした食安委の活動とそれを受けた消費者庁なりリスク管理機関のやりとりなり実施なりあるいはコミュニケーションなりというところは、今、消費者庁の関連法案でも消費者庁の設置法の事務と内閣府の本府で受け止めている部分とあるんですけども、内閣府の設置法の今の関連法案の書き方なんです、内閣府は行政各部の施策の統一を図るために、次に掲げる事項の企画、立案、総合調整をやりなさいということで、食品の安全性の確保、その他消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項を司るとなっておりますが、これは内閣府の所掌事務となっております。具体的に多分御指摘いただいているのは、抽象的ですけども法文的にはこの条項のことを言っているのかなという気がするんですけども、今の法案の考え方は消費者庁や食品安全委員会やあるいは内閣府のその他の関係者が、よくよく相談しながらこの事務を実現していきなさいという読み方になっているんですけども、そこをもう一步踏み込んで、どういう役割分担で何をやるんだというところを整理しておかないと、結局何もしないことになってしまうのではないかと御指摘をいただいているのかなと、お話を伺っていてそういう感じを持っておりますが、今の法案審議はまだこれからという状況の中で、どこまでこういうところで整理が尽くせるかというのは、いろいろ関係方面と相談した上で、またお諮りさせていただければと思っておりますが、貴重な御指摘をいただいたと思っております。

山上委員 少し論点整理から外れるかもしれませんが、先ほど原委員から情報の一元化ということで、消費者センターの相談の90%近くが契約絡みで、なかなか十分にできていないというようなお話があったかと思うんです。確かに、契約関係の御相談が多数寄せられておりますので、相談員のレベルアップも限りなく低い現状もあるかと思いますが、消費生活相談員に対してある程度の情報が提供されて、研修の機会というものが与えられれば、一般の方々からの素朴な疑問に対して適切なお答えというのはできるはずです。そういうトレーニングは相談員は受けておりますので。ただ、余りにも忙し過ぎることと、新聞情報ぐらいしかないということ、あと、事件がありますとそれぞれの担当機関からFAXで流れてきますが、そういったマニュアル的なものが余り時間をかけずに来れば、それをかみ砕いて御相談者の方々、一般の方々にお話しするということは可能ではないかと考えておりますので、食に関する安全性といったことについての一般の消費者の方への機会も勿論必要でしょうけれども、できましたら情報の一元化の一番の手先となるのはセンターだと思っておりますので、その相談員に対して食に対しての研修の機会も与えていただけたらいいのかなと思いました。

中川主査 ありがとうございます。

司会の不手際でもう5時を回ってしまいましたけれども、これだけということがござ

いましたら。

加来委員 最後にします。これは要望です。1の表題なんですが、できれば書き換えていただければ。いきなり「消費者庁の役割・関係府省間」と出てきますが、食品ワーキングの論点のポイントは消費者庁の役割を議論したということではないので、食の安全・安心の仕組みをどうつくるかということだったと思うんです。そのことには本文の「・」の2つ目に触れてあるわけですね。ですから、「・」は3つありますけれども、2つ目を冒頭に持ってくるなりにして、要するに今縦割りになっている消費者行政あるいは食の安全に関する行政をどう統一したり、一元化したりして機能を発揮させるかというイメージの流れにさせていただくと、わかりやすいんじゃないかと。となると、表題も含めていきなり消費者庁の役割はないんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。これは要望です。

野村消費者安全課長 検討させていただきます。

中川主査 ありがとうございます。

それでは、大分時間も回りましたので、今日はこの辺にしたいと思います。

今後の手順でございますけれども、本日いただきました御意見を踏まえて、事務局において再度整理をいたします。そして、主査としての所見をつけ加えさせていただいた上で、皆さんにもう一度御確認いただきまして、3月12日予定の第8回消費者安全検討委員会におきまして、私から報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

中川主査 ありがとうございます。それでは、そのように説明させていただきます。

本日は、ありがとうございます。これで終了したいと思います。